

平成28年第1回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年4月18日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成28年4月18日午前10時00分	議 長	上 田 利 治 君		
	閉 会	平成28年4月18日午前11時4分	議 長	上 田 利 治 君		
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	6 番	友 田 国 弘 君		5 番	脇 山 伸 太 郎 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	綾 部 保 基 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	井 上 新 吾 君		住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	中 村 大 輔 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成28年第1回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年4月18日 午前10時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程5 議案第28号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事請負契約について
- 日程6 議案第29号 福祉施設造成工事請負契約について

午前10時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、6番友田国弘君、5番脇山伸太郎君を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日4月18日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日4月18日の1日間とすることに決定いたしました。

日程3 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成28年第1回玄海町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、現在、まだおさまっておりませんが、平成28年熊本地震におけるお亡くなりになった方に対してお悔やみを申し上げておきたいと思っております。と同時に、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

それでは、議案第26号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し御承認を求めます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例等の一部を改正する条例でございます。

専決理由としましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることになりましたが、条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

なお、条例の詳細につきましては、井上税務課長から説明をさせますので、どうか御審議

の上、原案どおりの御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

おはようございます。自席のほうで失礼させていただきます。

それでは、第1条の玄海町税条例の一部改正について、新旧条文対照表により内容を御説明申し上げます。

まず、4ページをお開きください。

第51条第2項第1号でございます。町民税の減免申請について、個人番号、いわゆるマイナンバーの記載を不要として削除したものでございます。

次に、第56条でございます。固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする申告者に地方税法第348条第2項第16号に規定する独立行政法人労働者健康安全機構が追加されたものでございます。

次に、5ページの最後から始まる第59条でございます。改正部分については次の6ページをごらんください。

固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった申告者に地方税法第348条第2項第16号に規定する独立行政法人労働者健康安全機構が追加されたものでございます。

次に、同じ6ページの第139条の3第2項第1号でございます。特別土地保有税の減免申請について、個人番号、マイナンバーの記載を不要として削除したものでございます。

次に、7ページをごらんください。

附則第10条の2についてでございます。いわゆる我が町特例の割合を定めるものによる固定資産税の課税標準割合を条例で定める規定でございます。

まず、第4項につきましては、地方税法附則の改正により生じた号のずれの整理でございます。

改正後の6項から10項までについては、新たに追加されました特例措置を改正したものでございます。6項については太陽光発電設備、7項においては風力による特定再生可能エネルギー発電設備の課税標準割合をおのおの3分の2とするものでございます。8項については水力、9項については地熱、10項においてはバイオマスによる特定再生可能エネルギー発電設備の課税標準割合をおのおの2分の1とするものでございます。

改正後の11項以降については、6項から10項が追加されたことによる項の繰り下げでございます。

次に、8ページをごらんください。

附則第10条の3第6項第5号についてでございます。省エネ改修を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置を申告する際に工事費の要件が補助金等を除いて500千円を超えるものと追加規定するものでございます。

次に、第2条の玄海町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

9ページをごらんください。

町たばこ税に関する経過措置につきましては、第5条第3項の表内における第98条第1項から第4項までの読みかえ規定の整備でございます。

10ページをごらんください。

中ほどの第7項の表、第100条の2についても読みかえ規定の整備により第100条の2第1項に改正するものでございます。

次の10項、次のページの第12項及び第14項の各表内についても同様に読みかえ規定の整備により字句の改正を行うものでございます。

それでは、3ページにお戻りください。

附則第1条において、施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

附則第2条の固定資産税に関する経過措置では、第1項において、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の玄海町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成28年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

附則第2条第2項から第6項においては、平成28年4月1日以後に新たに取得された設備に対して課する平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

附則第2条第7項においては、平成28年4月1日以後に改修される熱損失防止改修住宅等に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

以上で説明を終わります。どうか御審議の上、原案どおりの承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

まず、4ページです。納税義務者の氏名及び住所等を書いてあります。今回、個人番号、マイナンバーが要らなくなったと理解したらいいわけですよね。その後にあるのは特別土地か何かありました。6ページの139条の3ですね、そちらにも個人番号は要らなくなった、法人番号はそのままということですが、マイナンバー制度は行政処理がスムーズにいくために導入されたわけですが、以前はマイナンバー制度ができたすぐにこの条例ができたと思うんですけど、そのような状況で何でこのマイナンバー制度の有利というか、個人番号をここで削除されたようになっているわけですかね。どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

今回、地方税法等の改正によりまして、個人番号、マイナンバーが削除されましたので、それに基づいて条例の改正を行ったわけでございますけど、内容につきましては、申請に法律によってマイナンバーが必要かどうかということの基準については今回の地方税法の改正で行われましたので、詳しいことについてはちょっとわかりかねる状況ではございます。一応この地方税法の改正によって今回の条例の改正をしたところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

そこら辺がちょっとわかりにくいんですけど、せっかくマイナンバーを導入して、この個人番号で氏名、住所等がすぐこれだけでわかるわけですよ。それをカットした、もちろん納税義務者の氏名と住所で本人確認——そしたらですよ、今までやったらマイナンバーを入れとったらマイナンバーで申請すればそれはわかるんですけど、今度は納税義務者にまた身分証明書を、保険証なり免許証なりを提出させるようになるんですか。何かマイナンバー導入されたのと逆行しているような感じにちょっととれるんですけど。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

今回の特別土地保有税の減免につきましては、地方税法に基づき、土地の所有、取得に関して、その土地が所在する市町村において所有者に税金が課せられるようになっておりますけど、これにつきましては免許証等の提示とか、そういったのが今回はっきり決まっておりますんで、ただ、地方税法の中で個人番号の削除という規定がされておりますので、今回、済みませんが、条例のほうの改正をしたということで、そこについては中身の確認については、今後県のほうとも確認をしながらさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

マイナンバー制度を導入して、この書類を提出するに当たり、また免許証と、また別の部分を出さないかとなると、ちょっとおかしいなと思うとですよ。だから、そこら辺、私の思惑とはちょっと違うかもしれません。ただ、確認だけは課のほうでちゃんとしてください。

以上です。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

マイナンバー制度については、皆さんが予測されているとおりに思った以上に周知できなかったということが実は政府に確認をされた上で、こういった臨時的という表現はおかしいですけれども、改正措置がされたものだというふうに私どもは勝手に想像をしておりますけれども、現実にはマイナンバー制度が完全な確認が、周知ができれば、また改正をされるのではないかという気ではおります。ただ今回は、今、課長が申しあげましたように国が改正をしました。私どもはそれを無視するわけにはいきませんので、それに準じた形でこういう対応をさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第27号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

専決理由としましては、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることになりましたが、条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

なお、条例の詳細につきましては、井上税務課長から説明をさせますので、どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

それでは、玄海町国民健康保険税条例の一部改正について、新旧条文対照表により内容を御説明申し上げます。

まず、2ページをお開きください。

第2条第2項については、課税限度額を定めたもので、基礎課税額の520千円を540千円に、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額の170千円を190千円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、第23条でございますが、軽減措置を定めるものでございます。

次の3ページ、第2号をごらんください。

5割軽減を規定したものでございますが、現行の260千円を265千円に引き上げるものでございます。

次の4ページをごらんください。

第3号は2割軽減を規定したもので、現行の470千円を480千円に引き上げるものでございます。

なお、今回も7割軽減についての改正はあっておりません。

それでは、1ページにお戻りください。

附則第1条において、施行日を平成28年4月1日とするものでございます。

第2条において、改正後の規定は平成28年度以後の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。どうか御審議の上、原案どおりの承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今回、健康保険税が国の基準で上げられたということなんですが、これは最高限度額の引き上げですね。ということであれば、今、玄海でもまだ27年度分の所得の確定はされていないかもしれませんが、玄海町内でこの最高限度額にひっかかる世帯といますか、それがどのくらいぐらいあるんでしょうか。それと、今回の改正によってどれくらいぐらい

町の収入といたしますか、そういうのがふえるのか、わかりましたらお願いします。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

まだ平成28年度の所得額が確定していませんので、平成27年度の所得で試算をした場合、基礎課税限度額の超過世帯というのが平成27年度におきましては48世帯でございました。それを平成28年度で試算した場合、45世帯が基礎課税限度額の超過世帯となっております。

（発言する者あり）27年度が48世帯で、27年度の所得で試算した場合、28年度は45世帯というふうになっております。

あと、今回の課税限度額の引き上げに伴って国保税がどうなるかということでございますけど、これもまだ28年度の所得が確定しておりませんので、27年度の所得額によって試算をしましたところ、先ほどの45世帯で1,758,900円の増額となる試算となっております。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

今、今年度で約1,750千円程度は収入増になるということですね。確認をしておきたいんですけども、今回の改正はいわゆる最高限度額の引き上げということですので、ほかの世帯については関係はないということで、値上げにはならないということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

限度額につきましては、先ほども述べたようになっておりますけど、軽減世帯についても軽減額の変更がっております。その軽減額につきましても一応試算をさせていただいておりますけど、これも27年度の所得から試算したものでございますけど、5割軽減の世帯数につきましては基礎課税額123世帯、平成27年度が123世帯でしたけど、28年度、これも27年度所得から試算した結果、123世帯ということで変わりはありませんでした。2割軽減につきましても基礎課税部分に関しましては110世帯が軽減世帯でございましたけど、これも27年度の所得から試算しまして、平成28年度分につきましても110世帯ということで、今回の

軽減による世帯数は変わらない状況でございます。

○議長（上田利治君）

脇山奉文君。

○3番（脇山奉文君）

いや、だから、ほかの世帯については今回の改正では影響はなかったのか、いわゆる値上げとか何とか、そういうものにはなっていないのかということを知っているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

先ほども言いましたように、課税世帯が48から45世帯に減っておりますので、影響はないものと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほど課長の答弁は1,758千円増ということですよ。減ですか。増でしょう。簡単に見ると、520千円が最高額540千円になって、1世帯、1人20千円ということですよ。全部でその1世帯で540千円以上は出さないということですよ。45世帯対象というたら、掛ける2ですと1,000千円弱ぐらいになるんじゃないかなとちょっと自分なりにぽっと思ったんですけど、この1,750千円となるのはどういった感じでほかに加算があるんでしょうか。どんなんでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

国民健康保険税の課税につきましては、先ほどの540千円という今回の改正分と、あと後期高齢者支援金分の190千円というのがございます。それと介護保険給付金の介護納付金分の160千円というのがございますので、540千円が限度額、1世帯当たりの限度額ということではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

はい、わかりました。後期高齢者支援も入れてですね。先ほど脇山奉文議員は普通の国民健康保険のその基礎課税の最高額と言われましたので、それだけの分の増額と思ったんですよ。済みません、私が勘違いしていました。単純に言うたら40千円掛けたらよかわけですね。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 議案第28号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程5. 議案第28号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第28号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年4月13日条件つき一般競争入札に付した町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成28、29年度の佐賀県核燃料サイクル補助金町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事でございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入力（総合評価簡易型）による契約でございます。

契約金額は894,672千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、岸本・唐津土建特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長、久保博務氏でございます。

工期につきましては、着工が契約の締結の日から、成工は平成29年7月11日までとしております。

支出科目は一般会計、8款土木費、2項道路橋梁費でございます。

また、この工事の入札参加者につきましては、公募に対して次のとおり計3社の入札参加申請がございました。会社名としましては、1つ、松尾・岡本特定建設工事共同企業体、2つ目が黒木・山儀建設特定建設工事共同企業体、3つ目が岸本・唐津土建特定建設工事共同企業体の計3社でございました。今回は総合評価による入札であり、最高成績は137.614点でございました。なお、予定価格に対する落札率は95.47%でございます。どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

まず、今回は3業者さん、企業体で95.47%の落札率ということですが、これは総合評価簡易型という形ですので、ここで契約金額は895,000千円ほどになっておりますが、実際のところ、1番、2番の企業体の金額というのはこれよりも大きいものか、小さかったものか、その分答弁できますか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

総合評価簡易型というのは、総合評価をした上で実際に入札行為を行います。そこで上げられた金額が実はまたその評価点に加わるということになりますので、今回の落札業者に関して言えば、最低金額で入札がされておるということをお伝えします。細かい数字はまちづくり課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

入札関係ですから、細かい数字というところになるといろいろあるでしょうから、ちょっと私たちもわかりにくいところだと思います。ただ、今回の総合評価簡易型でも今回落札された岸本・唐津土建特定建設工事共同企業体がその中でも金額的に安くあれば、それはもう逆に何らいろいろほかから言われる筋合いもないかなと思っております。

それから、今回約9億円ですね、これは橋梁の下部工になっております。以前ですね、これ町長答弁だったか、課長か統括監か覚えておりませんが、またその後審議等々あって、私が聞き取ったりするのが間違っているかもしれません。もともと1,950,000千円ぐらいだったけれども、橋梁工事で5億円ぐらいは減じることができるだろうということで15億円程度でできるだということの前答弁を聞いております。今回9億円になっておりますが、実際のところ、この下部工に対して、もともとの当初の計画からして、大体9億円というのはその15億円に対して妥当な金額なものか。それか、またあの橋梁を完全にできるに当たって大体15億円程度でできるものか、その点について答弁願います。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

今、脇山議員さんからお尋ねの5億円減額、コストダウンしてくるというお話でございますが、はっきり5億円だったと私もちょっと今記憶しておりませんが、その分については橋梁ではございませんで、橋梁を除く道路の事業費でございます。その分を私がお答えしたんじゃないかということで御答弁申し上げます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

答弁もらいながら書いているとがですね、橋梁も入れて総額28億円程度になる見込みという形で答弁をされたとですよ。橋梁が1,950,000千円が5億円ほど減額できるだろうという見込みという形で答弁を以前聞いておりました。どんなですか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

大変申しわけございません。時期的なこと、時系列でそれがいつのだったかというのが今ここに持ち合わせておりませんが、当初から御説明してきておりますが、橋梁だけで今28億円というような数字を出していただきました。その分につきましては、一番当初ごろの道路を除く橋梁だけでは幾らぐらいかというようなお尋ねが以前あったときには、28億円程度の試算をしておりましたので、それから現時点、ここも刻々年々変わってきておって、大変申しわけございませんけれども、今では後から、課長からの御答弁でもいいんですけれども、今、総額では橋梁の総額、要するに工事費プラス調査費、業務設計、そしてまた、詳細設計と合わせましたところでは23億円弱ぐらいになってきておりました、橋梁の工事費だけで申し上げますと、26年度で兩岸の橋台施工は完了させております。そしてまた、今回御承認をお願いしております橋脚工事でございますけれども、それと昨年度、仮橋工事を行いました。それから最後、上部工を架設するわけでございますが、それを合わせまして、現時点での予算ベースで申しわけございませんけれども、橋梁の設置工事費としては1,930,000千円程度を想定しておるところでございます。ただし、これはたびたび申し上げますけれども、その年次、そのときによって、御存じのように、物価も上昇してきております。ですから、年々工事時期に御提示する段階において、前回とは違うじゃないかというようなことをおっしゃられますけれども、そういったことで、その分の上昇というのは当然かかってきますので、そういったことで、現時点における設計工事費、予算ベースの設計工事費でございますけれども、今想定しているのは1,030,000千円程度を想定しております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

となれば、以前は15億円ぐらいということが1,023,000千円といたらもっと安くなったという理解をしたらいいわけですかね。以前15億円程度ぐらいと聞いた分が、今、統括監の

答弁では1,023,000千円ぐらいということですから、より安価で橋梁ができるようになったという理解したらいいわけですか。やはり核燃料サイクル交付金事業ですから、もう核燃料交付金は幾らと決まっています。あと上がった分は一般財源を投入せないかんわけですね。だから、そういった意味で、私たちもずっと何年度にもわたる工事になると、やはり一般財源投入がだんだん、九大の薬草にしろ、いろんな事業にどうしても一般財源の投入額が知らん間に上がってきているなという感じがするとですよ。だから、こういったところでもできるだけ年当初、もちろん統括監と言われるように物価上昇もありますから、デフレ化の中に物価上昇があるというのもちよっとおかしなところでもありますけれども、できるだけですね、やはり町の財源は一般財源をもととの計画どおりでやっていただきたいというのが私たちの要望ですので、そういった面で質問しておりました。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

この事業につきましては、今、脇山議員さんおっしゃいましたように、核燃料サイクル交付金の財源として行う事業でございまして、その財源といたしましては1,550,000千円だったですか、その程度だったかというふうに思っております。あと残りにつきましては、これもこれまでの経過の中で再々御説明申し上げてきましたが、限度が許される範囲内で、毎年毎年ではございますが、電源立地地域対策交付金も充当させていただくということにさせていただいておるところでございます。15億円というところは、私も橋梁部分が15億円というところは定かにはっきり記憶しておりませんので、申しわけございません、再度調べさせていただきます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、池田統括監も答弁しましたけれども、私も15億円の出どころがよくわかりません。私も言った記憶がありませんし、ただ、今回の金額に関しては、ある意味今の積み上げから想定をした中で、しかも審査委員会にしっかりかけておりますので、妥当だという数字で今回落札をさせていただいたところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

あと、この工期じゃなくて、全体の工期ですけれども、順調にいつていると思っておりますが、答弁として、大体計画どおり橋梁、また完全に藤平まででき上がるというのは、計画よりずれるということは今のところはないですよ。それだけちょっと答弁してください。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

全体工程についてですが、今回の橋梁下部工につきましては、29年7月中旬に完了予定でございます。その後、上部工の工事を発注し、平成30年10月末の完成予定を今の段階では計画しておりますので、11月ぐらいに供用開始を予定しております。

○議長（上田利治君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号 町道長倉藤平線橋梁下部工（P1橋脚）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第29号 福祉施設造成工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程6. 議案第29号 福祉施設造成工事請負契約についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、7番中山昭和君の退席を求めます。

(午前10時48分 7番中山昭和君 退席)

○議長（上田利治君）

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第29号 福祉施設造成工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年4月13日、指名競争入札に付した福祉施設造成工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成28年度佐賀県核燃料税交付金事業福祉施設造成工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は56,484千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾845番地、有限会社中山組、代表取締役、中山道夫氏でございます。

工期につきましては、着工が締約締結の日から、成工は平成28年8月31日までとしております。

支出科目は一般会計、3款民生費、1項社会福祉費でございます。

また、この工事に対する指名業者でございますが、本町に指名願の提出があっている土木一式工事の許可業者で、入札参加資格で設計金額が30,000千円以上、70,000千円未満の場合、A級5社以上となっておりますので、町内のA級業者3社と唐津土木事務所管内のA級で総合評点の高い2社の計5社の指名を行いました。会社名としましては、1つ、株式会社岸本組玄海支店、2つ、株式会社小野建設玄海支店、3つ、有限会社中山組、4つ、将栄建設株式会社、5つ、佐三木工業株式会社の計5社でございます。なお、予定価格に対する落札率は93.95%でございます。どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

落札率等とか業者さんというのはわかりました。今回は60,000千円ぐらいということでA級、地元の業者さんがとれたということは一つの経済効果としてもよかったのではないかなと思っております。

また、設計図面、平面図をもらっております。以前質問しましたが、緊急対策にしろ、いろんな面でこれを園内道路ですね、1周したらどうかという質問をしておりましたが、多額の金額がかかる、1億円ぐらいかかるということで、検討はしますけどということで今回なされておられません。今回、56,500千円程度に工事費が抑えられておりますが、当初の予算からすると、また周囲に循環道路をつくるという形というのは予算的には難しいですかね。どんなですかね。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

以前に脇山議員さんからそういう御提案をお受けいたしました。その折に検討して、そして、そのときにも口頭ではございましたが、お答えしておりましたが、まず1点は、おっしゃられる循環道路、そして、計画するときの、ここにちょっと名称として出てきておりますが、グループホームつばきですね、この高さ今回の造成計画高で申しますのが約5メートル以上ございます。車が通るといようなことを想定すれば、勾配的には十二、三%まで持っていくということになると、ループ的な道路線形になってまいります。一下りではいけないというようになってまいりますので、そういったことを計画した場合に多額の費用を要するということでお知らせしておったかと思えます。そういったことで、今回の計画にはその経緯を踏まえましたが、そういったことで御理解いただきたいということでこの提案をしておるところでございます。

ただ、予算残がということでございますが、これも3月の第1回定例会の折にも申し上げておりましたが、その折にも大体精査した結果、予算と比較すると10,000千円程度の差が発生してきておりました。しかしながら、その分につきましては、これも皆さん御存じかと思いますが、掘削を進めていく上で、ここの地層が以前、特別擁護老人ホーム玄海園の建設当時もそうございましたが、岩盤が露頭してくるといようなことが想定されます。今、そ

の分については、特に岩掘削ということで上げてはおりませんが、それが露頭してきて、その岩掘削作業になってくるとまた費用も要するというようなことで、それに全部とは考えてはおりませんが、それに費用を投じるということになれば、今おっしゃられた道路の計画はそもそもちょっと無理なんではなかろうかというところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

予算残もあることで、どうにかできたらなと思っております。ただ、先ほど言われたように、傾斜が急勾配になる、5メートルも差がある。それと、今回は以前の計画と比べて掘削量もふえていると思いますし、前は段差が駐車場東側2段目になっていたですね。今回はもう全部が平たん地になるわけでしょう。その場合、先ほど統括監が掘削にちょっとそういった不安もあると言われましたが、この予算内でボーリングとかいろいろ計画した中で、今回、この平たん、段差はつukらない場合で、また予算的にも安価でできたわけですから、その点についてはもう全く問題はないわけですよ。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

当初の計画、予算要求時では、たしかに2段にするというようにやらせていただいております。しかし、3月17日ですか、全員協議会の中で見直しをさせていただいて、フラットにするというか、1段目で同じ高さで造成をさせていただきたいということで御説明をしておったかと思っております。その後、詳細な見直しをさせていただいて、今回の発注ということで、計画については同じ高さ、建物と同じ1段目でやるということで進めさせていただいているという現状でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

池田統括監の答弁ですけど、土砂で計画をしているわけですね。もし岩が出てきて難工事になってくれば契約変更もあり得るというような意味のことを言われたんですかね。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

今おっしゃられましたように、土砂と、これもはっきりした部分、数量までは特定できておりませんが、以前の建設当時に、建設費、造成費を抑えるがために、あそこは当面計画がなかったものですから、破碎岩をあそこに仮置きをさせていただいております。ですから、土砂の掘削、運搬と岩滓、要するに一般的にいうと玉石、岩塊というんですけれども、それは掘削をするんじゃなくて、もう壊れているものを積み込む費用が土砂とは当然変わりますので、その高さはございますが、そういった設計を行っておると。そしてまた、掘削は土砂でやっております。掘削自体はですね。ですから、それが掘って進めていく上で岩盤が露頭してくるといって、それに係る費用というのは今想定できませんけれども、それは当然設計変更の対象となっていくということから財源として全部が全部ではございませんが、確保させていただいておるといようなところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

当初、特養をここに建設するときには造成工事をしたときにも、やはり岩盤を予想しなくて、その出てきた岩が非常にかたくて、唐津近辺にはその機械がないということでたしかこれも増額しましたもんね。そのようなことも考えておくべきじゃないかというふうにも考えているので、今聞いておるんですけど、そのような場合も想定はしていないわけですね、今のところは。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

説明が悪くて申しわけございません。私が今御説明申し上げているのは、そこが想定されるんで、その備えとして、当初、脇山議員さんの御答弁に対しては56,000千円ですから17,000千円、18,000千円程度は残額が出てきているんで、循環道路というお話がございましたので、そこを説明したところでございますが、想定はしておりますけれども、量的な部分までは今現段階において想定できておりませんので、今おっしゃられましたように岩盤が出てくるんじゃないかということは想定できますので、その対応策として考えておるところですと

いうことを答弁しておるところでございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号 福祉施設造成工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

中山昭和君の復席を求めます。

（午前11時3分 7番中山昭和君 復席）

○議長（上田利治君）

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成28年第1回玄海町議会臨時会はこれにて閉会いたします。

午前11時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員